

公益財団法人徳島県暴力追放県民センター規程第12号

公益財団法人徳島県暴力追放県民センター賛助会員規程を次のよう定める。

平成24年5月1日

公益財団法人徳島県暴力追放県民センター
理事長 栗飯原 一平

公益財団法人徳島県暴力追放県民センター賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人徳島県暴力追放県民センター（以下「県民センター」という。）定款第54条第3項の規定に基づき、賛助会員の資格、入会、退会及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格)

第2条 会員は、真に県民センターの目的に賛同する者（個人若しくは企業又は団体をいう。）に限るものとする。

2 反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定

する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有する者は、会員となることができない。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は共に犯罪を敢行したとき

(入会申込み)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に第4条に規定する表明確約書を添えて理事長に提出しなければならない。

(表明確約)

第4条 会員になろうとする者は、反社会的勢力でないことの表明確約書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(入会の承認)

第5条 理事長は、入会申込みに係る案件については、審査の上理事会に付議するものとする。

2 理事長は、理事会が入会を承認したときは、入会を承認するものとする。

3 理事長は、理事会が入会を承認したときは、申込者に通知するものとする。

4 理事長は、申込者が会員に相応しいと認めた場合であって、入会の申込み

時期などにより、直ちに理事会の承認を得ることができないときは、仮入会として扱い、事後の理事会において承認を求めるものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、任意に退会することができる。

2 退会するときは、あらかじめ退会届(様式第3号)に必要な事項を記載し理事長に提出しなければならない。

3 賛助会員が賛助会費を、2年以上納入しないとき又は賛助会員が消滅(解散)したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第7条 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の過半数の同意を得て除名することができる。

(1) 県民センターの名誉を著しく棄損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(2) 県民センターの目的に反する行為があったとき。

(3) 第2条第2項に規定する者であることが判明したとき

(4) 第3条の表明確約書を提出せず、又は虚偽の内容を記載したとき

(5) 次に掲げるものの一にでも該当する行為をしたとき

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 県民センターの事務事業に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて県民センターの信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

オ その他前ア～エに準ずる行為

2 前項の規定により、賛助会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、当該賛助会員に弁明に機会を与えなければならない。

3 除名した場合において、除名された者に損害が生じても、県民センターは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる除名により県民センターに損害が生じたときは、除名された者はその損害を賠償するものとする。

(届出事項)

第8条 賛助会員は、名称、所在地又は代表者の氏名にそれぞれ変更が生じたときは、速やかに理事長に届け出るものとする。

(賛助金)

第9条 賛助金は年額とし、企業、団体及び個人は各10,000円以上とする。

2 賛助金の最低額は、理事会の議決を経て理事長が改定できるものとする。

(拠出金品の不返還)

第10条 賛助会員が既に納入した賛助金及び他の拠出金品は、これを返還しない。

(賛助金の使途指定)

第11条 賛助金は管理費に充て、残余は公益目的活動費に使用することができる。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、賛助会の運営に関し必要な事項は理事長が別に定めることができる。

附 則

この規定は、平成23年9月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年5月1日から施行する。